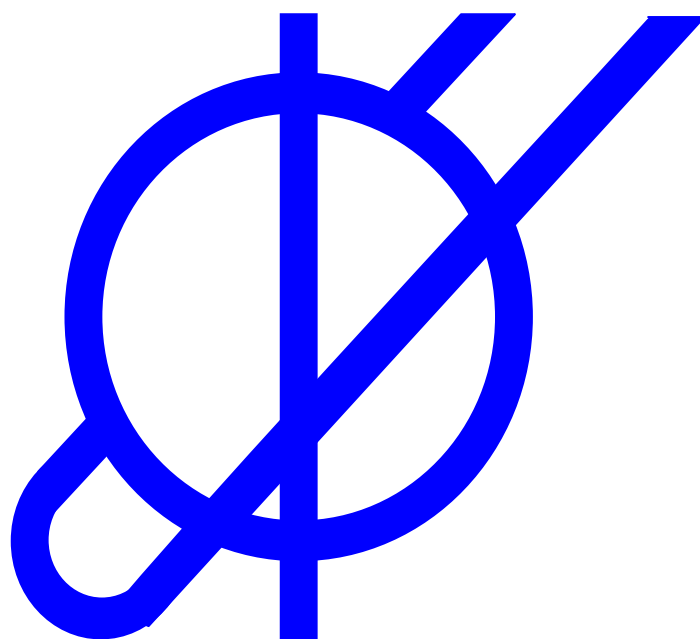


2018 科目等履修生募集要項

幼稚園教諭免許状取得特例講座
(幼稚園教諭二種免許状取得用)受講用



大阪国際大学短期大学部

< 守口キャンパス 教学・教職センター >

〒570-8555 大阪府守口市藤田町6丁目21番57号

TEL : 06-6902-0791 (代表) / FAX : 06-6907-4372

—はじめに—

●認定こども園法改正に伴う特例制度について

平成 27 年 4 月から施行されました幼保連携型認定こども園制度について、当該こども園の職員となる「保育教諭」は、「幼稚園教諭免許状」及び「保育士資格」の両方を有していることが必要となります。

このため、いずれかの免許・資格しか有していない方については、当該制度施行後 5 年間(平成 32 年 3 月まで)の経過措置中に、取得できていない方の資格・免許を取得できるよう、幼稚園教諭又は保育士として、3 年かつ 4,320 時間以上の勤務経験がある方に対して当該免許・資格の取得に必要な単位数を軽減する等の特例を設けることとした特例制度が各関係省庁において制定されました。

これを受け、本学幼児保育学科においても特例制度用の講座を開講することとし、「幼稚園教諭二種免許状」又は「保育士資格」のいずれかを取得希望される方を科目等履修生として受け入れ、受講いただくこととなりました。

つきましては、「幼稚園教諭免許状取得特例講座」(幼稚園教諭二種免許状取得用)の受講を希望される方は、以下のとおり手順のほどよろしくお願い致します。

ご参考:特例制度により幼稚園教諭免許状を取得する場合の要件

免許状	基礎資格	保育士等としての実務経験 ◆	大学等において修得することが必要な最低単位数
幼稚園教諭一種免許状	学士の学位があり、かつ保育士資格を有すること	3 年以上 ※勤務時間の合計が 4,320 時間以上の場合に限る	8 単位 注) 幼稚園教諭一種免許の教職課程がある大学で修得する必要があります。
幼稚園教諭二種免許状	高等学校卒業以上で、かつ保育士資格を有すること	3 年以上 ※勤務時間の合計が 4,320 時間以上の場合に限る	8 単位 注) 幼稚園教諭二種免許の教職課程がある大学で修得する必要があります。

◆以下の施設での実務経験が必要となります。

- ① 幼稚園(特別支援学校の幼稚部を含む)において、専ら幼児の保育に従事する職員としての実務経験があること。
- ② 幼保連携型認定こども園において、園児の教育及び保育に従事する職員
- ③ 次の施設・園で保育士としての実務経験があること。
 - ・認可保育所
 - ・公立の認可外保育施設
 - ・認定こども園
 - ・へき地保育所
 - ・幼稚園併設型認可外保育施設
 - ・認可外保育施設(認可外保育施設指導監督基準を満たすもの:専ら一時的に預かり又は宿泊させ必要な保護を行うものを除く)
 - ・児童福祉法第 6 条の 3 第 10 項に規定する「小規模保育事業」を行う施設(A 型及び B 型に限る。)
 - ⇒平成 27 年 4 月 1 日から適用。
 - 「地域型保育事業」として認可された小規模保育事業の施設 A 型及び B 型に限る。
 - ・児童福祉法第 6 条の 3 第 12 項に規定する「事業所内保育事業」を行う施設(利用定員 6 名以上に限る。)
 - ⇒平成 27 年 4 月 1 日から適用。
 - 「地域型保育事業」として認可された事業所内保育事業の施設(利用定員が 6 名以上)に限る。

注) 家庭的保育・居宅訪問型保育における実務経験は本特例制度の対象とはなりません。

【大阪国際大学短期大学部における幼稚園教諭免許状取得特例講座(幼稚園教諭二種免許状取得用)の実施内容】

● **募集概要**

<p>出願資格</p>	<p>① 高等学校卒業以上※で、かつ保育士資格を所有している方。</p> <p>② 所定の施設（上記参照）において、保育士等としての実務経験が3年（勤務時間の合計が4,320時間）以上あること、又は「幼保連携型認定こども園制度」施行後5年間（平成32年3月まで）の経過措置中に実務経験を満たす予定であること。</p> <p>注）実務経験は保育士資格取得後の実務経験年数となります。</p>		
<p>募集人数</p>	<p style="text-align: center;">定員50名</p> <p>注1) 定員を超えた場合は抽選とさせていただきます。 注2) 申込者数が10名未満の場合は、当該講座を実施しない場合があります。</p>	<p>出願期間</p>	<p>平成30年7月16日(月)から 平成30年8月3日(金)まで</p> <p>注) 出願方法等に関する詳細については、P.5以降を必ずご確認ください。</p>

※ 4年制大学卒業で学士の学位を有している場合でも、本学の特例講座で取得できる教員免許状の種類は、「幼稚園教諭二種免許状」*になりますので、ご注意ください。

- * 4年制大学を卒業し学士の学位を有している方で、特例制度での幼稚園教諭一種免許状の取得を希望される場合は、幼稚園教諭一種免許の教職課程がある大学（主に4年制大学）で特例制度の講座を受講し、必要単位を修得する必要があります。

● 本学開講科目及び実施日程

免許法施行規則に定める科目区分		本学開講科目名	単位数 (授業形態)・ 授業回数	実施日程 (予定) ※2・※3	
科目・各科目に含める必要事項	単位数			①	②
<p>【教職の意義等に関する科目】</p> <p>教職の意義及び教員の役割 教員の職務内容 (研修、服務 及び身分保障等を含む。)</p>	2 単位	教職論	2 単位 (講義) 授業回数:15 回 ・右記①～⑥・⑧・⑩・ ⑬・⑮の計 10回は 月曜 6 時限で実施 ・右記⑦・⑨・⑪・⑫・ ⑭の計 5 回は、木曜 6 時限で実施	① 10月 1日(月) 6 時限 ② 10月 15日(月) 6 時限 ③ 10月 22日(月) 6 時限 ④ 10月 29日(月) 6 時限 ⑤ 11月 19日(月) 6 時限 ⑥ 11月 26日(月) 6 時限 ⑦ 11月 29日(木) 6 時限 ⑧ 12月 3日(月) 6 時限 ⑨ 12月 6日(木) 6 時限 ⑩ 12月 10日(月) 6 時限 ⑪ 12月 13日(木) 6 時限 ⑫ 1月 17日(木) 6 時限 ⑬ 1月 21日(月) 6 時限 ⑭ 1月 24日(木) 6 時限 ⑮ 1月 28日(月) 6 時限	
<p>【教育の基礎理論に関する科目】</p> <p>教育に関する社会的、制度的 又は経営的事項 ※1</p>	2 単位	教育社会学 (日本国憲法含む)	2 単位 (講義) 授業回数:15 回 ・右記①～⑧・⑩・⑭・ ⑮の計 11 回は金曜 6 時 限で実施 ・右記⑨・⑫・⑬の計 3 回は火曜 6 時限で実 施 ・右記⑪の計 1 回は月曜 6 時限で実施	① 9月 21日(金) 6 時限 ② 9月 28日(金) 6 時限 ③ 10月 5日(金) 6 時限 ④ 10月 12日(金) 6 時限 ⑤ 10月 26日(金) 6 時限 ⑥ 11月 2日(金) 6 時限 ⑦ 11月 30日(金) 6 時限 ⑧ 12月 7日(金) 6 時限 ⑨ 12月 11日(火) 6 時限 ⑩ 12月 14日(金) 6 時限 ⑪ 12月 17日(月) 6 時限 ⑫ 1月 15日(火) 6 時限 ⑬ 1月 22日(火) 6 時限 ⑭ 1月 25日(金) 6 時限 ⑮ 2月 1日(金) 6 時限	
<p>【教育課程及び指導法に関する科目】</p> <p>教育課程の意義及び編成の方法</p>	1 単位	教育課程総論	1 単位 (講義) 授業回数:8 回 ・右記①～⑧の計 8 回は 火曜 6 時限で実施	① 9月 18日(火) 6 時限 ② 9月 25日(火) 6 時限 ③ 10月 2日(火) 6 時限 ④ 10月 9日(火) 6 時限 ⑤ 10月 16日(火) 6 時限 ⑥ 10月 23日(火) 6 時限 ⑦ 10月 30日(火) 6 時限 ⑧ 11月 20日(火) 6 時限	
<p>【教育課程及び指導法に関する科目】</p> <p>保育内容の指導法 教育の方法及び技術 (情報機 器及び教材の活用を含む。)</p>	2 単位	保育内容指導法と 教育技術	2 単位 (講義) 授業回数:15 回 ・右記①～⑮の計 15 回は 水曜 6 時限で実施	① 9月 19日(水) 6 時限 ② 9月 26日(水) 6 時限 ③ 10月 3日(水) 6 時限 ④ 10月 10日(水) 6 時限 ⑤ 10月 17日(水) 6 時限 ⑥ 10月 24日(水) 6 時限 ⑦ 10月 31日(水) 6 時限 ⑧ 11月 21日(水) 6 時限 ⑨ 11月 28日(水) 6 時限 ⑩ 12月 5日(水) 6 時限 ⑪ 12月 12日(水) 6 時限 ⑫ 12月 19日(水) 6 時限 ⑬ 1月 16日(水) 6 時限 ⑭ 1月 23日(水) 6 時限 ⑮ 1月 30日(水) 6 時限	
<p>【生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目】</p> <p>幼児理解の理論及び方法</p>	1 単位	幼児理解と保育相談	1 単位 (講義) 授業回数:8 回 ・右記①～⑧の計 8 回は 木曜 6 時限で実施	① 9月 20日(木) 6 時限 ② 9月 27日(木) 6 時限 ③ 10月 4日(木) 6 時限 ④ 10月 11日(木) 6 時限 ⑤ 10月 18日(木) 6 時限 ⑥ 10月 25日(木) 6 時限 ⑦ 11月 1日(木) 6 時限 ⑧ 11月 22日(木) 6 時限	
合計単位数	8 単位	合計単位数	8 単位		

※ 1 「日本国憲法」の内容を含む。

※ 2 実施日程については、平日(月曜～金曜)6時限で行いますが、曜日を固定せずに実施する科目がございますので、ご注意ください。また、科目担当教員の都合等により、日程を変更する場合がございます。

※ 3 授業時間 (月曜～金曜実施:6時限)は以下の「授業時間」(P.4)を参照してください。

● 特例講座予備日(補講日)

やむを得ない事情(科目担当教員の都合、台風、大雪、京阪電車の不通 等)により、講座日程(P.3)に休講が生じる場合は、下記予備日に休講となった講座科目を行う予定でございますので、あらかじめご了承のほどよろしくお願い致します。

なお、下記予備日も急遽変更となる場合がございますことを、あらかじめご了承願います。

特例講座予備日	11月27日(火) 6時限
	12月 4日(火) 6時限
	12月18日(火) 6時限
	12月20日(木) 6時限
	12月21日(金) 6時限
	1月29日(火) 6時限
	1月31日(木) 6時限

● 授業時間

※月曜～金曜の6時限で講座科目を実施する場合

授 業 時 間 帯	
6時限	18:30～20:00

1. 出願手続の手順について

科目等履修生（幼稚園教諭免許状取得特例講座（幼稚園教諭二種免許状取得用）受講）を希望される場合は、下記の出願手続手順をご確認のうえ、お申し込みください。

なお、**幼稚園教諭免許状取得特例講座（幼稚園教諭二種免許状取得用）を受講する場合の科目等履修生は、本学で別途受け入れをしている通常の科目等履修生と出願日程・方法及び履修期間等が異なりますので、ご注意ください。**

●幼稚園教諭免許状取得特例講座（幼稚園教諭二種免許状取得用）を受講する場合の出願手続手順

① 出願資格の確認	P. 6「2. 出願資格」をご確認ください。 出願資格・出願手続に関するご質問は以下までお願い致します。 担当部署：大阪国際大学短期大学部 教学・教職センター 電話：06-6902-0791（代表） お電話での受付時間：平日（月～金）の 8:50～17:50
② 履修科目の選択	P. 3「●本学開講科目及び実施日程」をご確認のうえ、履修科目を選択（「幼特例 様式1-2」に記入）してください。
③ 出 願	提出期限（P. 6「4. 出願期間及び提出方法」参照）までに 出願書類 （P. 7「5. 出願に必要な書類」参照）を提出してください。 注1）出願者数が定員50名を超えた場合は抽選とさせていただきます。 注2）出願者数が10名未満の場合は、当該講座を実施しない場合があります。また、実施しない場合は、直ちに 出願者 にご連絡させていただくとともに、 出願書類 をご返送させていただきます。 以上、あらかじめご了承のほどよろしくお願い致します。
④ 履 修 許 可	履修許可通知（郵送） 履修許可者には、履修許可書、科目等履修生の手引、シラバス（講義内容）、履修料振込依頼票等の書類をお送り致します。 注）出願者数が定員50名を超え抽選が生じた場合は、抽選に漏れた方については、 出願書類 をご返送させていただきます。 なお、抽選結果に関する質問には一切応じられません。
⑤ 履 修 料 納 付	履修が許可された場合は、 指定の期日（9月10日（月））までに履修料を納入 してください。 注1）延納・分納制度等はありません。指定期日までに履修許可科目分全額を本学所定の振込依頼票で納入してください。 注2）期日までに納入できない場合は、受講をお断りする場合がございます。

2. 出願資格

幼稚園教諭免許状取得特例講座(幼稚園教諭二種免許状取得用)を受講される場合の科目等履修生の出願資格は、下記①②に該当する方です。ご確認のほどよろしくお願い致します。

① 高等学校卒業以上で、かつ保育士資格を所有している方。

注1) 高等学校卒業認定試験(旧 大学入学資格検定)を合格された方については、高等学校卒業として取り扱わせていただきます。

注2) 保育士資格をお持ちでない方は、特例制度を活用した幼稚園教諭免許状は取得できませんので、ご注意ください。

② 所定の施設(P.1参照)において、保育士等としての実務経験が3年(勤務時間の合計が4,320時間)以上あること、又は「幼保連携型認定こども園制度」施行後5年間(平成32年3月)までの経過措置中に実務経験を満たす予定であること。

注1) 本学受講の際は、保育士等として所定の施設においての実務経験が3年(実労働時間の合計が4,320時間)以上あること又は制度施行後5年間の経過措置までに実務経験を満たす予定であることについての実務証明書等を、ご提出いただく必要はございません。

ただし、教育職員検定申請(都道府県教育委員会)の際は、申請書類として実務証明書(3年かつ4,320時間以上の勤務経験証明)を提出する必要がありますので、ご留意願います。
また、実務経験年数や実務証明書等については、ご自身で勤務施設に必ず事前にご確認のほどよろしくお願い致します。(実務経験に関するお問合わせにはお答えできません)

注2) 5年間の経過措置について、平成27年4月に制度が施行されましたので、平成32年3月までに教育職員検定申請手続(都道府県教育委員会)を行う必要があります。

3. 募集人数

定員50名

注1) 定員を超えた場合は、出願期限終了後に抽選により受講者を決定致します。

なお、抽選結果に関する質問には一切応じられませんので、あらかじめご了承のほどよろしくお願い致します。

注2) 申込者数が10名未満の場合は、当該講座を実施しない場合があります。

4. 出願期間及び提出方法 (定員50名を超えた場合は抽選とさせていただきます)

平成30年度の幼稚園教諭免許状取得特例講座(幼稚園教諭二種免許状取得用)の出願期間及び提出方法は、下記のとおりです。出願書類を準備のうえ、期限までに提出してください。

●出願期間：平成30年7月16日(月)～平成30年8月3日(金)

注1) 郵送の場合は、期限(8月3日(金))必着です。

注2) 持参される場合は、出願期間中の平日(月～金) 8:50～17:50にて受付致します。(受付時間外及び土・日は受付できません)

注3) 7月16日(月)は祝日(海の日)ですが、本学の授業日であるため、
ご持参による提出(受付時間 8:50～17:50)が可能です。

●提出方法

提出先：〒570-8555 大阪府守口市藤田町6丁目21番57号
大阪国際大学短期大学部 教学・教職センター(6号館1階)
TEL 06-6902-0791(代表)

《郵送にて提出される場合》

- ① 期限(8/3)必着です。余裕をもってお送りください。期限を過ぎて本学に届いた場合は、受付致しません。
- ② 郵送の際は、必ず簡易書留又は「レターパックプラス(レターパックライトも可)」にてお送りください。
- ③ 送付用の封筒(定型外封筒角2号をご用意ください)又はレターパックは、ご自身でご用意ください。
- ④ 送付用封筒の表には「幼稚園教諭免許状取得特例講座 出願書類在中」と朱書きしてください。

《持参にて提出される場合》

- ① 出願書類を提出用封筒(定型外封筒角2号をご用意のうえ、表に「氏名」及び「幼稚園教諭免許状取得特例講座 出願書類在中」とご記入ください)に封入のうえ、大阪国際大学短期大学部(大阪府守口市藤田町6丁目21番57号)6号館1階 教学・教職センターまでご持参ください。
注)一般駐車場はございませんので、お車でのご来学はご遠慮ください。
- ② 持参される場合の出願書類受付時間は、出願期間中の平日(月～金：祝日7/16(月)含む) 8:50～17:50となっております。当該受付時間外あるいは土・日にご持参された場合は、受付できませんので、ご注意ください。

5. 出願に必要な書類

下記の出願書類をご提出いただきます。

① 科目等履修生志願書（幼特例 様式 1-1）[出願前3ヶ月以内に撮影した写真を貼付]

② 履修科目届（幼特例 様式 1-2）

注1) 上記①②の様式は、本学ホームページの「出願書類様式はこちら」からダウンロードしてください。

注2) 上記①②の書類は、必ず本人自筆で記入してください。

③ 最終学歴の卒業証明書（高等学校、短期大学、大学、専門学校 等）

注1) 卒業証明書とは、学校等の教育機関において必要な課程を修了し、卒業したことを証明する書面です。（公印が押印されています。）発行に時間を要する場合がありますので、ご注意ください。

なお、卒業式に授与される卒業証書ではありませんので、ご注意ください。

注2) 高等学校卒業認定試験(旧 大学入学資格検定)合格者については、当該試験の合格証明書を提出してください。

④ 保育士証の写し

⑤ その他 在職中(パート勤務含む)の方は、所属長の承諾書（様式自由：所属長の公印の押印が必要です）※

※ 様式は自由ですので、任意の様式(所属長の公印の押印要)でのご提出で差し支えございません。

また、本学様式「受講承諾書」(本学ホームページの「出願書類様式はこちら」からダウンロードできます)を、ご使用いただいても構いません。

6. 履修許可

出願資格を満たしているかを出願書類にて確認のうえ、**本人様宛に履修許可の可否を通知**致します。

通知の発送については、**8月27日(月)の発送予定ですが、8月30日(木)までに書類が届かない場合は、誠にお手数ですが、至急ご連絡(8月31日(金)までに)**のほどよろしくお願い致します。

なお、50名定員を超えた場合は抽選を行います。残念ながら抽選に漏れた方につきましては、**抽選結果と併せてご提出いただいた出願書類をご返送**させていただきます。あらかじめご了承のほどよろしくお願い致します。

連絡先：大阪国際大学短期大学部 教学・教職センター [Tel 06-6902-0791(代表)]

電話での受付時間：平日(月～金)の8:50～17:50

注) 上記受付時間中に連絡できない場合は、FAX(教学・教職センター直通 FAX:06-6907-4372)にて、氏名・ご連絡先をご記入のうえ、履修許可の可否通知が届いていない旨をご連絡いただきますようよろしくお願い致します。

7. 履修料

許可された科目について、履修料の納付金額を通知します。

履修料は次のとおりです。

	一般の方	本学卒業生
講義科目・演習科目	12,000円(1単位につき)	6,000円(1単位につき)

注1) 履修許可書と併せてお送りする振込依頼票を使用し、記載された期日(9月10日(月))までに全額納入してください。(延納・分納制度等はありません)

注2) 一旦、納入された履修料は、いかなる場合も返付致しません。

注3) 期日までに納入できない場合は、受講をお断りする場合がございます。

注4) 科目によっては、別途材料費等を追加徴収することがあります。また科目により指定がある場合は別途テキスト代も必要となります。

注5) 平成30年度より履修料を改定しております。

(ご参考) 履修料の一例

2単位の講義科目(15回開講)を1科目履修する場合、一般の方は履修料24,000円、本学卒業生の方は半額の12,000円です。また、当該特例講座科目5科目(合計8単位)を全て履修される場合は、一般の方は履修料96,000円、本学卒業生の方は半額の48,000円です。

8. 科目等履修生証

科目等履修生証は、本学の科目等履修生であることを証明するものです。履修が許可され履修料を納付された後、初回の受講時に受講教室前にてお渡し致します。

通学の際は、必ず携帯してください。提示を求められることがあります。(初回の受講時は履修許可書をご提示いただきます)

科目等履修生証の提示が必要な場合

- ・本学の施設・設備を使用する場合
- ・本学教職員から提示の指示があった場合

9. 単位の認定

下記のとおり単位の認定を行います。

- ① 全科目について、成績結果を「秀」・「優」・「良」・「可」・「不可」のいずれかにより通知します。
- ② 全科目とも、授業時間数の3分の2以上の出席がなければ、いかなる場合でも当該科目の単位認定及び成績評価の対象としません。

●遅刻及び早退の取り扱いについて

授業開始後 30 分を超過した遅刻、および授業終了前 30 分以上の早退は、欠席とします。また 3 回の遅刻（早退を含む）で、1 回の欠席とします。

●欠席について

病気や怪我、忌引き、交通機関の不通または延着等で欠席した場合は、『欠席届』（教学・教職センター設置）を教学・教職センターに提出してください。

なお、当該『欠席届』はあくまで欠席理由を明らかにするもののため、公欠として取り扱うものではありません。

- ③ 修得された科目の「成績及び単位修得証明書」及び「学力に関する証明書(幼稚園教諭二種免許)」（教育職員検定申請用:教育職員免許法に基づき修得した機関と単位を証明するもの）を交付します。

注1) 「成績及び単位修得証明書」及び「学力に関する証明書」の送付時期については、全講座終了後、約1ヵ月後に送付を予定しております。

注2) 成績結果が「不可」の科目につきましては、「成績及び単位修得証明書」及び「学力に関する証明書」は交付できません。

10. 幼稚園教諭二種免許状申請

下記の手順にて各自において手続きいただきます。

- ① 幼稚園教諭二種免許状の授与申請は、授与権者（都道府県教育委員会）に各自で行ってください。
- ② 幼稚園教諭二種免許状の授与については、教育職員検定申請※での授与となります。あらかじめ授与権者の指導を受けてください。（基礎資格、申請書類など）
※ 当該検定の申請書類として「実務証明書」（3年間以上かつ4,320時間以上の勤務証明）及び「学力に関する証明書」、その他都道府県教育委員会が定める書類の提出が求められます。
- ③ 他大学での修得単位と合算して必要単位を構成する場合は、必ず、本講座の受講前に授与権者の指導を受けてください。

11. その他ご案内

① 来学について

本学には一般駐車場はありませんので、お車での来学はできません。公共の交通機関をご利用ください。

本学への交通アクセスURL : <http://www.oiu.ac.jp/oic/access/>

② 通学定期について

科目等履修生は、鉄道・バス等における通学定期の扱いはなく、一般通勤定期となりますので、ご了承ください。

以上、その他受講の際の詳細な注意事項等については、履修許可通知をお送りする際に併せてご連絡させていただきます。